

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2022年 9月 7日			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 東京都港区港南1-9-1 NTT品川TWINS アネックスビル		氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 代表取締役社長 黒岩 真人			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	341 台	11 台	0 台	344 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	0 台	0 台	0 台	0 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	5.9	キログラム	5.7	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器		キログラム		キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・府内の事業所で所有している第一種特定製品の一覧を作成し、業務委託先担当者が随時、情報を更新するなど、適切に管理している。			
	廃棄時	府内の第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者がフロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼し、証明書を保管し管理運用している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	・第一種特定製品については3か月ごとに点検を実施した。			
	廃棄時	・第一種特定製品の廃棄時に、充填回収業者から引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認してから機器を廃棄した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・第一種特定製品を更新する際は、で地球温暖化係数が低い冷媒を使用した製品を導入する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。